

前橋市建設工事適正化指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）の適用対象となる公共工事（以下「公共工事」という。）における元請下請関係の合理化、適正な施工体制及び下請契約の確立について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げる各号に定めるところによる。

(1) 建設業者

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該許可を受けて建設業を営む者をいう。

(2) 受注者

市と建設工事契約を締結する元請業者をいう。公共工事契約を執行するにあたり、下請契約の内容及び社会保険の加入状況を下請負人に対して確認し、未加入業者に対しては加入指導を行うものとする。

(3) 下請契約

受注者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の一部について締結される請負契約のほか、下請負人と他の下請負人との間で締結される請負契約をいう。

(4) 下請負人

下請契約における請負人をいう。

(5) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働災害補償保険をいう。

(6) 社会保険未加入業者

健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の届出の義務、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の届出、及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく届出の義務を履行していない建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。

(公共工事の下請契約)

第2条の2 契約監理課長は、受注者が下請契約を締結しようとするときは、建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）又はこれに準拠した内容による契約書を用いるように指導するものとする。

2 下請契約にあたって、受注者は、必要に応じ下請契約書を確認し、当該契約の法定福利費の取り扱い及び社会保険の加入状況について法令を遵守しているかを確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入であるときは、

必要な指導を行う義務を負うものとする。

(書類の提出)

第3条 工事担当課長は、市との建設工事に係る請負契約の設計金額が200万円を超えるときは、工事着手までに、次の各号に定める書類を受注者に提出させ、現場に写しを備え置くものとする。

(1) 施工状況報告書(様式第1号)

(2) 施工体制台帳(受注者が当該建設工事の一部を他の建設業を営む者に請け負わせて施工させる(労務の提供等を含む。)場合に作成する台帳をいう。以下同じ。様式第2号の1・様式第2号の2・様式第2号の3)の写し

(3) 施工体系図(受注者が施工体制台帳に基づき作成し、工事現場の適切な場所に掲示する体系図をいう。以下同じ。様式第3号)の写し

(4) 請負代金額の明記された下請契約書の写し

(社会保険未加入業者の報告等)

第3条の2 工事担当課長は、前条により社会保険未加入業者であることが確認された場合は、県内業者又は県外業者に関わりなく、社会保険未加入業者に係る報告書(様式第6号)を、前条により確認した日より速やかに契約監理課長へ報告するものとする。

2 契約監理課長は、受注者が、当該社会保険未加入業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情がある場合で、社会保険未加入業者と下請契約した場合には、社会保険未加入業者と(再)下請契約を締結したことに係る理由書(様式第7号)を届出させ、併せて是正指導を行わせるものとする。

(下請施工状況変更届)

第4条 工事担当課長は、次に掲げる事項が生じた場合には、速やかに、下請施工状況変更届(様式第4号)及び変更内容を証明する書類を受注者に提出させるものとする。

(1) 新たに下請契約を締結した場合

(2) 下請契約を解除した場合

(3) 下請契約の金額を変更した場合

(4) 下請契約の内容に変更が生じた場合

2 工事担当課長は、受注者が前項の規定により下請施工状況変更届を提出するときは、変更内容に応じ、前条各号に規定する書類その他必要な書類を添付させるものとする。

(提出書類の確認)

第5条 工事担当課長は、前2条の規定による提出があったときは、施工体制のチェックリスト(以下「チェックリスト」という。)により、当該書類の内容を確認しなければならない。

(現場における施工体制の確認)

第6条 監督員は、少なくとも毎月1回、当該建設工場の現場において、受注者に対し、施工体制に係る次に掲げる事項をチェックリストにより確認しなければならない。

- (1) 現場代理人等指定（変更）通知書に記載された現場代理人及び主任技術者と現場に従事している者が同一人であり、かつ、当該元請業者と雇用関係が継続していること。
- (2) 現場代理人が工事現場に常駐していること。
- (3) 提出された書類に記載されている技術者が工事現場に配置されていること。
- (4) 提出された施工体制台帳の記載事項が現場備え置きの台帳と一致し、当該工事現場の状況が整合していること。
- (5) 施工体系図が当該工事現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示されていること。
- (6) 施工体系図の記載事項等と当該工事現場の施工体制が一致していること。
- (7) 建設業許可を示す標識が当該工事現場の公衆の見やすい場所に掲示されていること。労災保険関係成立票及び建設業退職金共済制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識が当該工事現場の関係者が見やすい場所に掲示されていること。
- (8) 社会保険等の加入状況が法令を遵守していること。
- (9) その他施工体制を確認するために必要な事項

2 工事担当課長及び工事担当係長は、施工中に、当該建設工場の現場において、受注者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項をチェックリストにより確認しなければならない。

- (1) 工事担当課長 下請金額の総額が5,000万円以上（建築一式工事にあつては8,000万円以上）の工事について、前項各号に規定する事項
- (2) 工事担当係長 前号以外の工事について、前項各号に規定する事項

3 契約監理課長は、工事現場の適正な施工体制等を確保するために立入調査を行うことができる。

（チェックリストの提示）

第7条 工事担当課長は、当該建設工場の完成検査、部分完成検査、出来形検査及び中間技術検査を行うときに、検査員に、チェックリストを提示しなければならない。

（受注者への指導）

第8条 工事担当課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対し、是正指導するものとする。

- (1) 正当な理由がないにもかかわらず、第3条又は第4条に規定する書類を提出しないとき。
- (2) 第3条又は第4条の規定により提出された書類に虚偽の記載があつたとき。
- (3) 下請契約の内容等が不適切であると認めるとき。

(4) 技術者等の配置状況が不適切であると認めるとき。

(5) 立入調査により不適正な事項及び内容が確認されたとき。

(施工体制是正指導報告書)

第9条 工事担当課長は、前条の規定による是正指導を行ったときは、状況経過等を記載した施工体制是正指導報告書(様式第5号)を契約監理課長に提出するものとする。

(指導に従わない場合の措置)

第10条 工事担当課長は、第8条の規定による是正指導に対して受注者が従わない旨の報告があったときは、契約監理課長にその内容を報告する。

2 契約監理課長は関係課と協議のうえ、前橋市建設工事請負契約約款の第20条第2項に基づき工事を中止し、「前橋市建設工事等業者指名停止措置要綱」の措置基準に基づき、指名停止を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行し、同日以後に市が新たに契約を締結する建設工事から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に改正前の前橋市建設工事の施工体制の適正化に関する要綱の規定により調製した様式(様式第1号、様式第2号、様式第5号及び様式第6号に限る。)については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に改正前の前橋市建設工事の施工体制の適正化に関する要綱の規定により調製した様式(様式第1号、様式第2号、様式第5号及び様式第6号に限る。)については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、同日以後に市が新たに契約を締結する建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、同日以後に市が新たに契約を締結する建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に市が新たに契約を締結する建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行し、同日以後に市が新たに契約を締結する建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に市が新たに契約を締結する建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に市が新たに契約を締結する建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行し、同日以後に市が新たに契約を締結する建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行し、同日以降に市が新たに契約を締結する建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、同日以降に市が新たに契約を締結する建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行し、同日以降に市が新たに契約を締結する建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行し、同日以降に市が新たに契約を締結する建設工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行し、同日以降に市が新たに契約を締結する建設工事から適用する。

施工状況報告書

年 月 日

（宛先）前橋市長
（工事担当課）

所 在 地
商号又は名称
代表者の氏名

1 工 事 名

2 工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

3 契 約 金 額 _____ 円
（うち法定福利費 _____ 円）

上記建設工事の施工にあたっては、

①すべて受注者が施工し、他の建設業を営む者に請け負わせる（労務提供契約等を含む。）ことは一切いたしません。

②別添施工体制台帳の写し（ 部）のとおり業者を選定し、合計〇〇〇〇〇円（うち法定福利費〇〇〇〇〇円）を下請に付しましたので報告します。

（注）①、②のうち、該当するものに○を記入すること。

発行責任者及び担当者

・発行責任者 (電話番号)
・担 当 者 (電話番号)

下請施工状況変更届

年 月 日

(宛先) 前橋市長
(工事担当課)

所在地
商号又は名称
代表者の氏名

1 工事名 _____

2 工期 年 月 日から 年 月 日まで

3 契約金額 _____ 円

上記の建設工事に関し、 年 月 日付けで報告した事項について、
下記のとおり変更したので届け出ます。

記

変更事項

発行責任者及び担当者

・発行責任者 (電話番号)

・担当者 (電話番号)

施工体制是正指導報告書

年 月 日

契約監理課長 様

課長

次のとおり是正指導を行ったので、報告します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
契 約 金 額	円
受 注 者	
監 理 技 術 者 名 主 任 技 術 者 名	
監 理 技 術 者 補 佐 名	
監 督 員	
状 況 経 過	
指 導 内 容	
指 名 停 止 要 綱 綱 該 当 条 項	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 施工体制のチェックリスト <input type="checkbox"/> 施工体制台帳 <input type="checkbox"/> 施工体系図 <input type="checkbox"/> 下請契約書 <input type="checkbox"/> その他（

契約監理課長

課長

社会保険未加入業者に係る報告書

このことについて、社会保険未加入業者であることが判明しましたので、報告します。

工 事 名	
受 注 者 (元 請)	代表者
未 加 入 業 者 (下 請)	代表者
下 請 次 数	2次 ・ 3次以降
業 種	
建 設 業 許 可 の 有 無	有 ・ 無 ※「有」の場合は建設業許可番号《 》
該 当 未 加 入 保 険	健康保険 ・ 厚生年金 ・ 雇用保険 ・ 労災保険
保 険 適 用 除 外 者 で あ る か	はい ・ いいえ ※「いいえ」の場合は、保険未加入の理由を記載

年 月 日

（宛先）前橋市長
（工事担当課）

所 在 地
商号又は名称
代表者の氏名

社会保険未加入業者と（再）下請契約を締結したことに係る理由書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約を締結した〇〇〇〇工事について、下記のとおり社会保険未加入業者と（再）下請契約を締結しましたので報告します。

記

1 （再）下請契約を締結した社会保険未加入業者の概要

- (1) 建設業許可番号
大臣 特定
第 号
知事 一般
- (2) 商号又は名称
- (3) 所在地
- (4) 代表者の氏名

2 上記の者と（再）下請契約を締結した理由

発行責任者及び担当者

- ・発行責任者 (電話番号)
- ・担 当 者 (電話番号)

注1 2の理由については、具体的かつ詳細に記すこと。

2 一定の期間で是正できる旨を記載する場合にはその期日を明確に記載すること。その期限が当該（下請）工事の工期を超えるものは是正と見なさない。

3 本書の提出により当該社会保険未加入業者の状況を市が容認するものではなく、今後も受注者は当該社会保険未加入業者に対して適切な社会保険の加入を指導する義務を免れるものではないことに十分に留意すること。

(参考)

建設工事下請契約書

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期
着工 ○○ 年 月 日
完成 ○○ 年 月 日
- 4 契約金額
円
(上記のうち、法定福利費 円)
- 5 契約代金の支払いの時期及び方法
 - (1) 前払金 契約締結後 日以内に 現金：手形別又は割合
万円 現金：手形＝○：○
 - (2) 部分払 ○月 日締切 手形期間 日
翌月 日支払
 - (3) 引渡し時の支払 請求後 日以内

注1：労務費に見合う額については、原則として現金払いとすること。

注2：(2)の部分払の○には毎、隔等を記入する。

6 その他

発注者○○による○○工事のうち、上記の工事について、当事者は、各々の対等な立場における合意に基づき、別添の条項によってこの請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の証として、本書 通を作り、当事者（及び保証人記名押印して、各自 1通を保有する。

○○ 年 月 日

元請負人 住所

氏名

(金銭保証人

)

下請負人

金銭保証人

工事完成保証人

注()は金銭保証人を立てる場合に使用する。

※建設工事標準下請負契約約款を添付すること。